

掛川市教育委員会規則第3号

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成25年3月27日

掛川市教育委員会

教育委員長

(別紙)

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教育政策課、」を削り、同条第2項の表教育政策課の項を削り、同表学務課の項中「学務係」を「学務係 施設営繕係」に改め、同表幼児教育課の項中「幼保推進係」を「こども育成係」に改め、同条第3項中「それぞれの室に同表の右欄に掲げる係」を「学校給食整備室に学校給食係」に改め、同項の表を次のように改め、同項を同条第4項とする。

課 名	室・苑・センター名
学務課	学校給食整備室
	給食文化苑こうようの丘
	大東学校給食センター
	大須賀学校給食センター

第3条第2項の次に次の1項を加える。

3 事務局に教育政策室を置き、同室に調整庶務係及び教育企画係を置く。

第5条第1項を削り、同条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同項を同条第1項とする。

(2) 施設営繕係

ア 学校の設置及び廃止に関すること。

イ 教育財産の取得及び処分の申出に関すること。

ウ 教育財産の管理に関すること。

エ 教育財産の整備及び保全に関すること。

オ 学校その他の施設の目的外使用に関すること。

カ 教育財産その他教育委員会が管理する建築物の設計並びに工事施工の指導及び監理に関すること。

キ 学校の環境衛生に関すること。

ク その他教育施設に関すること。

第5条第3項を同条第2項とし、同条第4項第1号中「幼保推進係」を「こども育成係」に改め、同号タ中「幼稚園及び保育園職員」を「幼稚園職員」に改め、同号テを削り、同号トを同号テとし、同号ナを同号トとし、同号ニを同号ナとし、同号ヌを同号ニとし、同号ネを同号ヌとし、同号ノを

同号ネとし、同号ハを同号ノとし、同号に次のように加え、同項を同条第3項とする。

ハ 家庭的保育事業に関する事。

ヒ 乳幼児の特別支援教育に関する事。

第5条第5項第2号オ中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改め、同項を同条第4項とし、同条に次の1項を加える。

5 教育政策室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 調整庶務係

ア 事務局内の予算査定、調整及び予算執行の効率化に関する事。

イ 事務局内の財務会計に関する伝票処理に関する事。

ウ 事務局内の議会関係文書の作成及び取りまとめに関する事。

エ 事務局内の庶務及び公印の管守に関する事。

(2) 教育企画係

ア 教育委員会の政策及び施策課題の把握、提案及び調整に関する事。

イ 教育委員会の組織機構及び職員配置の適正化に関する事。

ウ 教育委員の渉外業務及び服務関係の手續に関する事。

エ 県その他の教育委員会との連絡調整に関する事。

オ 教育長の業務執行の補佐に関する事。

カ 会議、渉外、後援、儀式、表彰その他教育委員会の運営に関する事。

キ 教育委員会の規則その他規程の制定及び改廃に関する事。

ク 教育委員会に所属する公用車の管理に関する事。

ケ その他事務局内のいずれの課にも属さない事務に関する事。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。